



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

2019年10月21日

【LT会】会報第19-8号（総194号）

LTグループ

中国における商業賄賂の適用法律の解説 ～想像以上に厳しい賄賂への法的制裁～

中国の日系現地法人の中には商業賄賂に対するコンプライアンス意識が未だに十分ではない企業がしばしば見受けられます。中国だから商業賄賂なしではビジネスチャンスを逃してしまうという古い考えのままの経営者や従業員も広く存在します。そうした認識から中国政府当局に摘発された企業を度々見かけます。このような認識を持つ経営者の下では従業員もそれに倣って自らへのキックバックとして金品をサプライヤーに要求し、結果として企業は高い調達コストを支払わされ、経営悪化につながっています。

この機会に、改めて中国における商業賄賂に対する適用法律について説明し、皆様の商業賄賂に対するコンプライアンス意識向上の一助となればと考えます。

商業賄賂の定義：ビジネス活動において、事業主が商品の販売や購入、サービスの提供や受け入れのために、帳簿外で密かに取引相手や個人に財物又はその他の利益を与えることにより、取引チャンスや有利な取引条件を得る不正競争行為。

一. 商業賄賂の種類

1. 現金の授受による賄賂行為
 2. 諸経費（販促費、賛助費、広告宣伝費、役務費等）、心づけ、礼金等の授受による賄賂行為
 3. 有価証券（債権、株券等を含む）の授受
 4. 現物（高額な生活用品、贅沢品、美術工芸品、收藏品、不動産、車等大型商品を含む）の授受
 5. その他（債務の減免、担保の提供、娯楽、旅行、視察等の金銭的利益の招待及び就学、名誉、特別待遇等非金銭的利益等）形を変えた利益の授受
 6. リベートの授受
 7. 簿外手数料の授受、架空手数料名義による商業賄賂
- 上記の行為は本人に限らず、家族親族も含まれる。

二. 商業賄賂の及ぼす危害

1. 市場秩序と取引の公平性を破壊し、公正な競争による資源の合理的配分を妨げ、投資環境に悪影響を及ぼす。
2. 企業の経営コストを押し上げ、国の税収を減少させる。
3. コピー商品、模造品に隙を与え、結果的に多くの消費者の権利を損なう。
4. 社会の風紀を乱し、不正を助長し、腐敗行為と経済犯罪が蔓延する温床となる。

三. 関連適用法律

1. 国家工商行政管理総局（現在の市場監督管理総局）が1996年に公布した《商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定》
第三条 従業員が商業賄賂によって事業主のために商品を販売或いは購入する行為は、事業主の行為とみなす。
第四条 如何なる事業体又は個人も、商品を販売或いは購入する際、賄賂を収受或いは要求しては



ならない。

第五条 簿外で密かに取引相手又は個人にリベートを渡した場合は、これを贈賄とみなして取り扱う。取引相手又は個人が簿外でリベートを受け取った場合は、これを収賄として取り扱う。

第八条 商品取引において、事業主は取引相手又は個人に現金や物品を贈ってはならない。但し、商業慣例に照らして少額の広告ギフトを贈る場合はこれを除く。前項規定に違反する者は、商業賄賂行為とみなす。

2. 《中華人民共和國反不正當競爭法》(2019年改正)

第七條 事業者は財物又はその他の手段を用いて下記の会社又は個人に賄賂を贈り、それにより取引のチャンス或いは競争の優位性を獲得しようとしてはならない。

- (一) 取引相手の従業員
- (二) 取引相手から関連事務手続きの依頼を受けた法人又は個人
- (三) 職権や影響力を利用して取引に影響を与えうる法人又は個人

3. 《中華人民共和國刑法》

商業賄賂は上記の行政法規に反するだけでなく、情状が深刻な場合は刑法に触れることもある。《最高人民法院、最高人民檢察院の、商業賄賂刑事事件に関する適用法律の若干の問題についての意見》により、

商業賄賂犯罪は刑法の下記の八つの罪状にあたる。

- (1) 非国家公務員収賄罪 (刑法第一百六十三條)；
- (2) 非国家公務員への贈賄罪。外国の公務員、国家公共機関の職員への贈賄罪。 (刑法第一百六十四條)；
- (3) 収賄罪 (刑法第三百八十五條)；
- (4) 單位収賄罪 (刑法第三百八十七條)；
- (5) 贈賄罪 (刑法第三百八十九條)；
- (6) 單位への贈賄罪 (刑法第三百九十一條)；
- (7) 贈収賄紹介罪 (刑法第三百九十二條)；
- (8) 單位贈賄罪 (刑法第三百九十三條)。

また、《最高人民法院、最高人民檢察院の汚職贈収賄刑事事件の取扱適用法に関する若干の問題についての解釈》によると、「汚職又は収賄金額が三万元以上二十万元未満の場合、刑法第三百八十三條第一項に定める「金額が大きい」とし、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を課す。収賄金額が一万元以上三万元未満で、下記の状況の一つに当てはまる場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を課す…」、「非国家公務員の収賄罪のうち、「金額が大きい」、「金額が巨額」の金額の起点は、本解釈の収賄罪の金額基準に関する規定の二倍とみなす。」

「不当な利益を得るため、国家公務員に贈賄し、その金額が三万元以上の場合は、刑法第三百九十条にしたがい、贈賄罪としてその刑事責任を追及する。贈賄金額が一万元以上三万元未満で、下記の状況の一つに当てはまる場合、刑法第三百九十条にしたがい贈賄罪としてその刑事責任を追及する。」

「非国家公務員への贈賄罪のうち「金額が大きい」、「金額が巨額」の金額の起点は、本解釈の収賄罪の金額基準に関する規定の二倍とみなす。」

四. 処罰

1. 《商業賄賂行為禁止に関する暫定規定》及び《中華人民共和國反不正當競爭法》により、

「企業が贈賄手段により商品を販売又は購入した場合、その情状に応じて一万元以上又は二十万元以下の罰金に処す。違法所得があれば、これを没収する。犯罪を構成するものは、司法機関が法にし



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

たがいその刑事責任を追及する。関連企業または個人が商品の購入又は販売時に賄賂を受け取った場合、工商行政管理機関が前項の規定により処罰する。犯罪を構成するものは、司法機関が法にしたがいその刑事責任を追及する。」

「事業主が本法第七条の規定に反して他人に賄賂を行った場合、監督検査部門はその違法所得を没収し、十万元以上三百万元以下の罰金を課す。情状が深刻な場合は、営業許可証を取り上げる。」

2. 《中華人民共和国刑法》

「会社、企業又はその他の事業単位の従業員が職務上の便宜を利用し、他人の財物を要求したり、或いは他人の財物を不法に受け取ったり、他人のために利益を図った場合、その金額が大きい場合は、五年以下の懲役又は拘留に処す。情状が深刻な場合は五年以上の懲役に処すと同時にその財産を没収する。」

「不当な利益を得るため、会社、企業又はその他の事業組織の従業員に財物を与えた場合、その金額が大きい場合は、三年以下の懲役または拘留に処す。その金額が巨額な場合は、三年以上十年以下の懲役に処すと同時に、罰金を課す。」

上記のとおり、企業や企業の従業員はビジネス取引において、自制し、法令遵守するようご注意ください。

以上